読み替える電子帳簿保存法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条の見出し、第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項	国税関係帳簿書類	
	関税関係帳簿書類	
第三条第一項、第五項第五号、第四条第三項及び第六条第一項	法第四条第一項	
	関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第一項	
第三条第一項	次に掲げる要件に	
	第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に	
	受けている国税関係帳簿	
	受けている関税関係帳簿（関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。）	
第三条第一項第一号、第三号及び第四号、第五項第	国税関係帳簿	
	関税関係帳簿	

準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類に」とあるのは「関税関係帳簿書類に」と、同規則第五条第一項第二号及び第六条中「保存場所及び納税地等」とあるのは「保存場所」と、同規則第五条第一項第四号中「法第六条第一項ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項ただし書」と、同規則第五条第一項第五号及び第六条第一項中「法第七条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一項」と、同規則第五条第一項第五号中「法第八条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第八条第二項」と、同規則第六条第一項中「承認済国税関係帳簿書類」とあるのは「承認済関税関係帳簿書類」と、「所轄税務署長等」とあるのは「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長（次項において「承認税関長」という。）」と、同条第一項第三号及び第二項第三号中「法第四条各項のいずれか」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条各項のいずれか」と、同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第二項」と、「所轄税務署長等」とあるのは「承認税関長」と、同規則第七条中「法第六条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条」と、同規則第八条第一項中「法第十条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条」と、同条第二項及び第三項中「法第十条ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。

［表を加える。］